

日本学生支援機構奨学金 奨学金継続願および適格認定について 2023年度

■ 制度概要

日本学生支援機構奨学金の貸与および給付を受けている者は、年に1回奨学金継続の意思表示を行う必要があります（以降、継続手続きと言います）。この継続手続きを期日までに行わない場合、強制的に**貸与の場合は「廃止」・給付の場合は「停止」**となり来年度4月から奨学金の**貸与および給付は行われません**。必ず期限内に継続手続きを完了してください。

継続手続きと併せて大学は学修状況を主とする適格認定を行います。適格認定の結果によっては、奨学金の停止または廃止となる場合があります。

なお、給付奨学金においては学修の実態が認められないなど、状況によっては受給済みの給付奨学金の返還が求められることがあります。その場合、授業料減免の支援を受けた額についても返還を求めることとなります。

来年度の継続を希望しない学生は本手続き内で「辞退」を選択してください。継続を希望しないからと言って手続きを行わず廃止を待つということは絶対にしないでください。

■ 継続手続き対象者

2023年10月時点で、奨学金を受給中および受給資格を有する者。

（注）給付奨学金の停止について

直近の適格認定（家計）において**支援区分の見直しの結果「支援対象外」**となった者や他の国費を受給中で**給付月額が0円**となっている者、本人の都合により停止している者は、「奨学金継続願」の**提出が必要**ですのでご注意ください。

■ 継続手続き対象外の者

- ・ 今年度満期者
- ・ 休学等による休止中の者（翌年度以降の休止を予定している方は手続き対象です）
- ・ 今年度11月以降の採用者
- ・ 最終受領希望月を今年度3月以前とする終了手続き（辞退・退学・採用取消）を2月末までに行い、受理された者（未確定の場合は継続手続きを実施してください）
- ・ 留年等による貸与奨学金停止中の者
- ・ 「留学奨学金継続願」承認中または 来年度4月以前を始期とする「留学奨学金継続願」を提出した者

（注）上記継続手続き対象外の者においても適格認定（学業）を行い、奨学金の停止または廃止となる場合があります。また状況によっては受給済みの給付奨学金の返還が必要となることがあります。

■ 方法

スカラネット・パーソナルにより「奨学金継続願」を提出してください。

【スカラネット・パーソナル ログイン画面】（新規で使用する場合は登録が必要です。）

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

（注）併用の場合は、**それぞれの奨学金**（第一種・第二種・給付）に対し、**提出が必要**です。特に貸与併用の場

合、第一種と第二種それぞれに対して提出が必要ですのでご注意ください。給付奨学金採用により**第一種貸与奨学金の貸与額が0円**に調整されている場合もそれぞれに対して**提出が必要**です。

■ 提出期限

2024年1月31日（金）

■ 適格認定について

学修状況は下記の基準で判定します。

貸与奨学金	留年（卒研未着手含む）となった者は「停止」となり、「停止」期間が2年を超過した場合「廃止」となります。 当該年度の修得単位が0の者は「廃止」とします。 2年以上連続して「警告」となったものは「停止」または「廃止」となります。 当該年度の修得単位が標準修得単位数が6割以下の者は「警告」とします。 今年度の成績が下位 1 / 4 に属している場合は「警告」とします。 それ以外の者は「継続」とします。
給付奨学金	別紙【給付奨学金（新制度）】「給付奨学金継続願」の提出（入力）手続きについて参照 給付奨学金における標準修得単位数は年度単位ではなく累積値です。

廃止、廃止（要給付額返還）、停止、警告に該当すること（可能性含む）を自覚しており、その理由として災害、傷病、社会的養護を必要とする等の斟酌すべきやむを得ない事由がある方は、上記継続手続期限までに“stu@fun.ac.jp”までご連絡ください。事情書の提出および個別ヒアリングにて判定を変更できる場合があります。なお、その際は罹災証明・診断書等の第三者発行の証明書類の提出を求める場合があります。

■ 適格認定結果について

- ・ 「継続」以外の処置（廃止、停止、警告）者には、日本学生支援機構の決定結果を通知します（5月頃予定）。
- ・ 「継続」の場合は連絡をしません。来年度4月分の振込で確認してください。

■ その他

- ・ 自身の住所が変更となっている場合、貸与奨学金は継続手続内で変更が可能です。給付奨学金の住所変更は次回在籍報告時に行ってください。
- ・ 貸与奨学金「E-あなたの返還誓約書情報」欄に、連帯保証人・保証人の住所（住民票住所）・氏名等（人的保証の場合）、連絡先の住所・氏名等（機関保証の場合）が表示されています。これらに変更や訂正がある場合は別途所定の手続が必要となるので、上記継続手続期限までに“stu@fun.ac.jp”までお問合せください。
- ・ 「廃止」者、「辞退」者は、返還手続きを行う必要があります。詳細は、4月以降ご連絡します。また、貸与終了後も在学し、在学中の返還猶予を希望する場合は、「在学猶予願」の提出が必要です。
- ・ 原則、入力内容を訂正することはできません。ただし、内容が「継続」にかかわること、および「指導」対象にかかわることについては、受け付けることもありますので、速やかに“stu@fun.ac.jp”までご連絡ください。
- ・ 事務局 教務課 学生・留学担当より入力内容について連絡することがありますので、継続手続終了後、春休み期間も含め必ず定期的にメールを確認してください。

本件問合せ先

公立はこだて未来大学 教務課 学生・留学担当

MAIL : stu@fun.ac.jp